

第六期 井川町障害福祉計画

第二期 井川町障害児福祉計画

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

障害福祉制度は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行となり、障害者の範囲に難病等を加えることに併せ、平成26年4月1日から、障害支援区分の創設、グループホームとケアホームの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められ、障害者施策が大きな転換期を迎えました。平成28年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障害者の支援の一層の充実が掲げられ、平成30年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の構築等が求められるようになりました。

平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」)」施行、直近では、令和2年4月「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、「障害者雇用促進法」)」の改正法施行等、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

そうした状況を踏まえ、井川町では平成30年に「第5期井川町障害福祉計画」及び「第1期井川町障害児福祉計画」を策定しました。そしてこの度、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の計画期間が令和2年度で終了するため「第6期井川町障害福祉計画・第2期井川町障害児福祉計画」を策定することとなりました。

この計画は、町民の誰もが障害の有無にかかわらず、障害児者の地域生活支援や就労支援の充実を図るために必要な障害福祉サービス等について「国の基本指針」を踏ま

えながら、障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関する事項を定めるものです。

【障害者の推移】

区分	平成 22 年度		平成 25 年度		平成 28 年度		平成 31 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体障害者	334	5.5	330	6.4	336	6.8	294	6.3
知的障害者	35	0.6	37	0.7	43	0.8	33	0.7
精神障害者	30	0.5	15	0.3	19	0.3	34	0.7
計	399	7.2	382	7.5	398	8.1	361	7.7
総人口	5,512		5,124		4,920		4,647	

※各年度の人数。構成比は、総人口に対する割合(%)。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定された「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」および、児童福祉法第33条20の第1項に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保そのた障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」として策定するものであり、今後、当町が進めていく障害福祉サービスに関わる給付、その他の支援施策の方向性及び目標を定めるものです。

【主な定める事項】

- 令和5年度の数値目標の設定
- 令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス及び相談支援等の必要な見込み量及びその確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事項

(2) 他の計画との関係

この計画は、秋田県障害福祉計画、町の総合振興計画、子ども施策を総合的・計画的に推進するための「井川町子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画)」などの関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間及び見直し

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし第6期障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画とします。

第6期計画は、第5期計画までの実績を踏まえ、数値目標及び各障害福祉サービスの必要見込量を算定しました。

なお、国の法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じて計画期間中においても見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的理念

計画の策定にあたり、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨や国の基本的な指針に基づき、次に掲げるとおり第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の基本理念を定めます。

(1) 自己決定と意思決定の尊重

障害者等の自己決定とその意思決定を尊重するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加が実現できるよう、意思決定の支援に配慮します。

(2) 一元的なサービスの充実

障害の種別や程度に関わらず、障害福祉サービスの対象となる障害者等が、等しくサービスを受けることができるようサービスの充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域生活への移行と継続への支援、就労支援等のサービス提供体制の整備

障害者等の自立を支援する観点から、入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、体制の構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の全ての住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいなどを共に創り、高め合うことが出来る地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的に進めます。また、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童が保険、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

(5) 障害児のすこやかな育成のための発達支援

障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から地域で支援できるように、障害児通所支援及び相談支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、地域支援体制の構築を図ります。また、障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を進めます。

(6) 障害福祉人材の確保 【新規】

専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組みを進めます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組 【新規】

障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障害者等の読書環境について、中地を図っていきます。

2 施策展開の方向性

(1) 地域生活を支える居宅サービスの充実

障害者が地域で自立した生活を送るためには、一人ひとりが障害者の種別や程度に関わらず、自らが居住の場所を選択し、その必要とするサービスを受けつつ、それぞれのライフスタイルに合わせた多様な暮らし方を選ぶことができることが重要です。障害者が充実した生活が送れるよう、サービスの充実を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障害者の地域生活への移行を進めるためには、これまでの障害者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制のほか、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護への取り組みなど、障害者が地域で生活するうえで必要な相談支援を拡充する必要があります。

また、専門的な相談支援や生活支援が受けられるよう、南秋田郡障害者自立支援協議会を中心として、障害福祉サービス事業者と相談支援事業者が協力連携して充実強化するとともにサービス向上に努めます。

(3) 地域における暮らしの場の充実と地域生活支援拠点等の整備

福祉施設に入所している障害者や受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めるためには、地域における住まいの場を確保する必要があります。

そのため、グループホーム等の整備を促進するとともに公営住宅や民間アパート等への入居をする場合の支援の在り方について検討していきます。

(4) 就労支援の強化

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、働くことを通じて積極的に社会に参画していくことが重要です。

そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、就労関係サービス事業所等との連携、作業能力や障害特性に応じたきめ細やかな就労支援に努めるとともに、一般就労への移行、福祉施設における雇用の場の拡大に一層の理解と協力を求めています。

(5) 障害のある子どもへの支援の提供体制の確保

障害児をはじめ、発達上の問題を抱える子供やその家族を支援するため、教育、保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう体制の整備に取り組みます。

(6) 権利を守る取り組みの推進

障害者の権利を尊重し、地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度を含む権利擁護に関する普及啓発を行うとともに、法人後見団体の育成に努めます。

また、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障害者に対し、費用の助成を行っていきます。

(7) 障害者虐待の防止

虐待は、障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要です。

虐待を未然に防ぐため、人権の尊重や法令順守に関する普及・啓発に努めるとともに、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応について、関係機関が連携したネットワーク作りやシステム体制の整備に努めます。

第3章 令和5年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、障害福祉計画に係る国の基本指針や第5期計画までの実績、さらに今後を加味し、数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へと移行するとともに、施設入所者を令和元年度末時点から令和5年度末までに1.6%以上の削減をすることを定めています。

当町の施設入所者は、令和元年度末時点では14人となっており、当町の目標値として施設入所者の1人(7.2%)の削減を見込みます。また、地域生活移行者数の目標を1人(7.2%)とし、随時地域移行が可能な施設入所者の把握に努めながら、地域生活への移行を目指します。

項 目	数 値	備 考
令和元年度末の 施設入所者数	14 人	令和 2 年 3 月末時点の施設入所者数
【目標値】令和 5 年 度の地域移行者数	1 人 (7.2%)	第6期計画の成果目標として求められる地域生 活移行者数
【目標値】削減する 施設入所者数見 込み	1 人 (7.2 %)	施設入所者のうちで令和 5 年度末までに削減 する利用人員見込み

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、「精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることにする。」としています。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することになっておりますが、これ

らは秋田県において設定することとしています。

当町では、目標設定を行いませんが、精神障害者が地域で安心して暮らせるようシステム構築にむけての協議の場の設置を目指します。

3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和5年度末までに、障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、市町村圏域ごとに1か所以上整備することを定めています。また、機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としています。

当町は、秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡四町村で構成される「秋田周辺」圏域に位置しています。拠点等の整備については、南秋田郡障害者自立支援協議会等で協議しながら、関係市町村と連携して検討します。

4 福祉施設から一般就労等への移行

国の指針では、令和5年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労への移行実績を令和元年度の1.27倍以上にすることを定めています。

就業環境については、働きたいと希望する障害者はいるものの一般就労の場が不足しています。このような状況を考慮し、令和5年度中に1人の障害者が福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

項目	数値	備考
令和元年度の就労移行支援事業等を利用した一般就	0人	福祉施設利用者のうち、令和元年度において一般就労した者の数

労移行者数		
【目標値】令和 5 年度の年間一般就労移行者数	1 人	令和 5 年度において一般就労する者の数
令和 5 年度の就労移行支援事業の利用者数	1 人	令和 5 年度において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】令和 5 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	令和 5 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

また、国の指針では、就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では令和元年度の 1.30 倍以上、就労継続支援事業（A 型）では令和元年度の 1.26 倍以上、就労継続支援事業（B 型）では令和元年度の 1.23 倍以上にすることを定めています。

項 目		数 値	備 考
就 労 移 行 支 援 事 業	令和元年度の年間一般就労者数	0 人	福祉施設利用者のうち、令和元年度において一般就労した者の数
	【目標値】令和 5 年度の年間一般	1 人	令和 5 年度において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数

	就労者数		
就 労 継 続	令和元年度の年 間一般就労者数	0人	就労継続支援事業(A型)利用者のうち、 令和元年度において一般就労した者の数
支 援 事 業 (A型)	【目標値】令和5 年度の年間一般 就労者数	1人	令和5年度において就労継続支援事業 (A型)を利用し、一般就労する者の数
就 労 継 続	令和元年度の年 間一般就労者数	0人	就労継続支援事業(B型)利用者のうち、 令和元年度において一般就労した者の数
支 援 事 業 (B型)	【目標値】令和5 年度の年間一般 就労者数	1人	令和5年度において就労継続支援事業 (B型)を利用し、一般就労する者の数

就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、令和5年度における秋桜移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業利用することを定めています。当町では、利用者が0人の状況が続いているため令和5年度末までに1人の障害者が就労定着支援事業を利用し、一般就労へ移行することを目指します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児及びその家族に対しては、障害福祉サービスや障害児通所支援等の支援の確保の観点から、関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。

当町は国の基本方針に沿って、圏域の周辺市町村と協議を行いながら、次のように目標を設定します。

1. 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築するために、令和5年度末までに児童発達支援センターの設置を目指します。
2. 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制構築を目指します。
3. 重症心身障害児が地域で必要な支援を受けられるように、令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保を目指します。
4. 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

6 相談支援体制の充実・強化等【新規】

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センターなどの総合的・専門的な

相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを定めています。

当町では、基本方針に沿って、圏域の周辺市町村と協議を行いながら検討します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【新規】

障害福祉サービス等の多様化に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要なサービスを提供することが求められているため、令和 5 年度末までに、市町村においてサービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが必要です。

当町では、圏域の周辺市町村と協議を行い、連携をとりながら事業者との情報共有やサービスの質の向上させるための取組等の体制構築を検討していきます。

第4章 障害福祉サービス等の見込み

1 サービス見込み量算出の基本的な考え方

障害福祉サービスの見込み量算出にあたっては、第5期計画の進捗状況やサービス利用の実績並びに新たなサービス対象者等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて次の事項を基本として設定することとします。

2 障害福祉サービス及び相談支援の見込み量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

種 類	内 容
居宅介護	ヘルパーが家を訪問して、食事・入浴・排泄等の支援をします。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で食事・入浴・排泄・外出時の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や外出支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動時の介助や外出時の移動の補助等をします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に支援します。

【訪問系サービスの見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		H30年度	H31年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
居宅介護	実人数 (人)	4	4	4	4	5	5
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	利用量 (時間)	7,043	9,138	9,676	10,000	11,000	12,000
重度障害者等包							
括支援							

【見込み量確保のための方策】

障害のある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます。

(2) 日中活動系サービス

種類	内容
生活介護	日中、介護が必要な人に、食事・入浴の介助や創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間リハビリテ

	ーションを行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間食事や家事等、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般就労が困難な人に、雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般就労が困難な人に、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに能力向上のため必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合、短期間、施設において食事、入浴、排泄等の支援を行います。

【日中活動系サービスの見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		H30年度	H31年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
生活介護	実人数 (人)	19	20	19	20	21	22
	利用量 (人日分)	4,378	4,362	4,433	4,600	4,700	4,800
自立訓練 (機能訓練)	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1
	利用量 (人日分)	0	0	0	0	0	30
自立訓練 (生活訓練)	実人数 (人)	1	0	0	0	0	1
	利用量 (人日分)	17	0	0	0	0	30
就労移行支援	実人数	0	0	0	0	0	1

	(人)						
	利用量 (人日分)	0	0	0	0	0	30
就労継続支援 (A型)	実人数 (人)	2	1	1	2	2	1
	利用量 (人日分)	362	210	231	300	300	240
就労継続支援 (B型)	実人数 (人)	13	15	14	17	17	16
	利用量 (人日分)	2,573	2,249	2,176	2,200	2,300	2,400
就労定着支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1
療養介護	実人数 (人)	1	1	0	0	0	1
短期入所	実人数 (人)	2	1	0	1	1	2
	利用量 (人日分)	40	9	0	30	30	60

【見込み量確保のための方策】

障害のある方の障害の状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、障害のある方の日中活動の場の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

種 類	内 容
自立生活援助	施設入所、又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるように支援を行います。施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で一人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や臨時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談や助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、食事・入浴・排泄等の介護等を行います。
地域生活支援拠点 等	障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据え、居住支援のための機能をもった生活を地域全体で支える拠点です。

【居住系サービスの見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		H30年度	H31年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	実人数 (人)	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	実人数 (人)	3	2	3	2	2	2
施設入所支援	実人数 (人)	14	14	14	15	14	13
地域生活支援拠点 等	実人数 (人)	-	-	-	実情を踏まえ、近隣町村と連携しながら協議を進めていきます		
	検証回数	-	-	-			

【見込み量確保のための方策】

障害がある方の障害の状況や希望を踏まえ支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設の必要量を見込み、個々人のニーズに応じた適切なサービスの提供に向けて、必要なサービス量等の情報を関係機関と共有するとともに、受入態勢の確保や新規参入を促し、サービスを提供する事業者の確保に努めていきます。

(4) 相談支援サービス

種 類	内 容
計画相談支援	<p>障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。</p>
地域移行支援	<p>障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の地域移行を推進するため、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する支援を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身生活する障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。</p>

【相談支援サービスの見込量】

サービス名	単 位	実 績			見 込 量		
		H30年 度	H31年 度	R2年度 (見込)	R3年度	R4年度	R5年度

				み)			
計画相談支援	実人数 (人)	45	39	47	52	57	62
地域移行支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0

【見込み量確保のための方策】

サービス利用対象者や入所施設、病院等から地域移行する人の状況等を把握し、サービス等利用計画が有効活用されるよう関係機関との連携を図ります。

3 障害児支援サービス

種 類	内 容
児童発達支援	就学前の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練やその他必要な支援を行います。

<p>保育所等訪問支援</p>	<p>保育所等を訪問し、障害のある子どもが集団生活に適応できるよう、その本人や当該施設のスタッフに対し専門的な支援を行います。</p>
<p>医療型児童発達支援</p>	<p>障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。</p>
<p>障害児相談支援</p>	<p>障害児通所支援を利用する子どもに、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出する事が著しく困難な障害のある子どもに、事業所の支援員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識、技能等の指導を行います。</p>
<p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する</p>	<p>医療的ケア児が適切な支援を受けるために保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連絡を図るための協議の</p>

コーディネーターの配置	場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。
-------------	----------------------------------

【障害児支援サービスの見込量】

サービス名	単位	実績			見込量		
		H30年度	H31年度	R2年度 (見込み)	R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	実人数 (人)	0	1	1	1	1	1
	サービス量 (人日分)	0	44	27	20	20	20
放課後等 デイサービス	実人数 (人)	5	4	7	7	8	9
	サービス量 (人日分)	401	462	508	600	700	800
保育所等 訪問支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (人日分)	0	0	0	0	0	0
医療型児童	実人数	0	0	0	0	0	0

発達支援	(人)						
	サービス量 (人日分)	0	0	0	0	0	0
障害児相談 支援	実人数 (人)	11	5	8	8	9	10
居宅訪問児童 発達支援	実人数 (人)	0	0	0	0	0	0
	サービス量 (人日分)	0	0	0	0	0	0
医療的ケア児 コーディネータ ーの配置人数	人数	-	-	-	実情を踏まえ検討を進めま す。		

【見込み量確保のための方策】

① 児童発達支援

療育の観点から集団及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児を対象に、必要な支援を行うものです。国の指針では、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも一か所設置と定められていますが、実情を踏まえると町単独や南秋圏域での設置は難しいため、秋田市の県立療育センター等関係機関と連携を図りサービスの提供に努めます。

② 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

就学している障害児に、学校終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓

練、社会との交流促進等の支援を行います。サービスの利用状況をみると、増加傾向ではありますが、国の指針にある市町村又は圏域に一か所以上確保は町単独では難しく、圏域にある事業所や秋田市を含む他自治体設置の事業所と連携し、必要なサービス提供に努めます。

③ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、すべての市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とすると定めています。現在、当町での利用はありませんが、地域の実情を考慮して圏域のサービス事業所と連携し、サービス提供に努めます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の指針では、市町村又は圏域に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするが、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えないと定めています。

協議の場については、圏域での南秋田郡障害者地域自立支援協議会を活用し、進めていきます。コーディネーターの設置については、町単独では困難なため、県及び圏域での連携を検討し進めていきます。

また、見込み量については児童福祉に関わる機関との連携を図りながら、本人及びその家族が必要な療育が受けられるようサービスの確保と提供に努めます。

4 相談支援体制の充実・強化のための取組 【新規】

障害者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、障害者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と連携しながら、相談支援体制の構築を進めていくことが求められています。

(1) 基幹相談支援センター

当町の実情や近隣町村との連携も含め、検討を進めていきます。

(2) 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業所と連携を図り、地域の実情を考慮した相談支援体制の充実・強化を目指します。

【相談支援体制の強化見込み量】

項目	単位	見 込 量		
		R3年度	R4年度	R5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		1	1	1

【見込み量確保のための方策】

相談支援事業所との連携を図り、地域の実情を踏まえ体制の充実と強化を目指します。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】

障害福祉サービス等の多様化や事業所の増加により、利用者に対し真に必要なサービスを提供していくことが求められています。

国の指針では「令和 5 年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする」としています。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	単位	見 込 量		
		R3年度	R4年度	R5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への職員の参加	人数	1	1	1

(2) 障害者自立支援審査支払等システム審査結果の共有

項目	見 込 量		
	R3年度	R4年度	R5年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析をし、その結果を活用し、事業所等	体制づくりを目指します。		

と共有する体制	
---------	--

【見込み量確保のための方策】

県が開催する研修などへ職員が参加し、情報収集等により障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、近隣町村との自立支援協議会等で障害福祉サービスの利用状況を把握し、情報共有や検証を行う場の設置を目指します。

第5章 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づき、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

1 必須事業

事業名	事業内容
(1) 理解促進研修・啓発事業	町民の方々に対して障害のある人への理解を深めるための研修・啓発を実施します。
(2) 自発的活動支援事業	障害のある人などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障害者やその家族、町民の自発的な活動を支援し「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を目指します。
(3) 相談支援事業	障害のある人やその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行います。
(4) 成年後見制度利用支援事業	知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な障害者で親族がいない等により成エ年後見制度の申し立てが困難な障害者に、町が代わって、申し立てを行うなど障害者等の権利を擁護する事業です。
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
(6) 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
(7) 日常生活用具給付等事業	自立支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
(8) 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障害者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができる程度の手話表現技術者を養成します。

(9) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域において自立した生活や社会参加ができるよう支援します。
(10) 地域活動支援センター事業	地域活動支援センターで創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。また、地域活動支援センターの機能を強化し、障害者等の地域生活を支援します。

2 任意事業

事業名	事業内容
(1) 訪問入浴サービス	居宅での入浴サービスを提供することで、身体障害者の福祉増進に努めます。
(2) 日中一時支援	障害児者を介護している家族が、一時的に介護できない場合等に日中における支援や活動の場を確保するため、一時的な預かりを行います。
(3) 自動車運転免許取得・改造助成	身体障害者の就労等、社会参加活動を促進するために、自動車の運転免許費用や改造費用の一部を助成します。

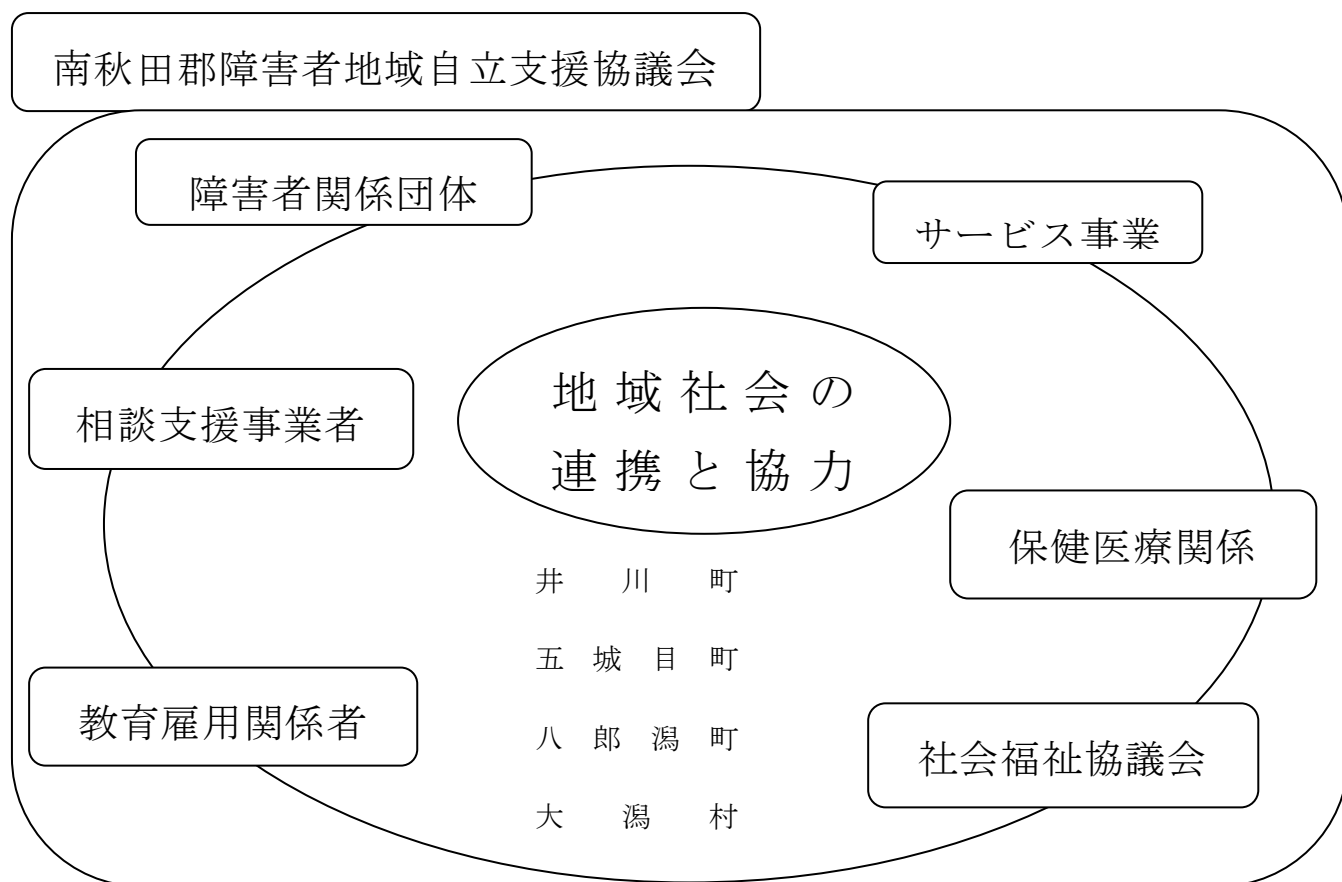
1 基本的考え方

(1) 地域生活支援事業に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況等に応じて、柔軟に実施する事業です。障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、本人の必要とする情報について、

その活用や調整を行うことに困難が生じないように支援する必要があります。そのため、専門的な相談や日常生活に関する相談支援を行うため指定相談支援事業者に委託し、相談支援事業の充実を図ります。

さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、南秋田郡障害者地域自立支援協議会を活用し、関係する機関や人のネットワークを構築します。



2 事業提供体制の確保のための方策

(1) 理解促進・研修啓発事業(必須事業)

共生社会の実現を図り、障害者等に対する理解を深めるため、町民に対する研修や周知による啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業(必須事業)

共生社会の実現に向け、障害のある方やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動に対し、支援を行います。

(3)相談支援事業(必須事業)

相談支援事業では、障害者等、障害児の保護者、障害者等の介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。町においては指定相談支援事業者に委託し、事業を実施します。地域自立支援協議会については南秋田郡4町村の共同で実施し、主に町村において解決が困難な相談事例について協議することで解決を図るとともに、情報を共有することで以後の同様事例への対応に役立てます。

(4)成年後見人制度利用支援事業

成年後見人制度利用支援事業では、費用面から成年後見人制度を利用するのが困難な知的障害者・精神障害者に対し、申立手続きにかかる登記手数料、鑑定料の費用等を助成することで制度の利用促進を図ります。

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、親の高齢化により、増加が見込まれる後見ニーズに対応するために、法人後見の安定的な実施体制の構築が必要です。事業実施にあたっては、地域の実情を考慮し、実施の有無を検討していきます。

(6)意思疎通支援事業

障害者総合支援法に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者の派遣等を行い、お互いの意思疎通の円滑化を図り、目的を達成するための支援を行います。

手話通訳者の派遣は、秋田県が設置する手話通訳員または手話通訳者派遣事業の実

績がある法人等へ委託します。

(7)日常生活用具給付等事業

日常生活に便宜を図り福祉の増進に資することを目的に、障害のある方に対し、自立した生活に必要な日常生活用具を給付または貸与します。

(8)手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等の自立した日常生活のため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する研修の実施が必要です。

事業実施にあたっては、地域の実情を考慮し、検討していきます。

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

事業実施にあたっては、近隣市町村との情報交換等を図り、障害者等の事情に合わせて検討していきます。

(10)地域活動支援センター事業

障害者等に対し、創作的活動または生産活動の場を提供することで、社会との交流の促進等の便宜を図ります。事業所への委託により事業を実施いたします。

(11)その他の支援(任意事業)

①日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場の確保と、障害者等を介護している者が疾病その他の理由で介護できない場合、施設での介護が必要な障害者等に日中の間施設での介護等

の供与を行います。

②重度障害者訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者及び身体障害児の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることをもって福祉の増進を図ります。

③自動車改造助成事業、④自動車運転免許取得助成事業

自動車の改造費用及び自動車運転免許取得費用の一部を助成することで、身体障害者の社会参加を支援します。

3 地域生活支援事業の見込量及びその考え方

I 見込量とその考え方

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		実施に関する考え方
	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	箇所数	実利用者数	
(1) 理解促進研修・啓発事業	有		有		有		障害に対する理解促進・啓発のため、研修会の実施やパンフレット・広報の活用による啓発を行っていく。
(2) 自発的活動支援事業	無		無		無		現在実施はしていないが、今後地域の実情に応じて検討していく。
(3) 相談支援事業	/		/		/		
① 障害者相談支援事業	1		1		1		相談や福祉サービス利用者の計画作成、地域移行や地域定着の支援を行う。
基幹相談支援センター	有		有		有		相談支援強化のため、中核的な役目を担う機関として委託も含めて検討していく。
地域自立支援協議会	有		有		有		19年度より周辺3町村(五城目町・八郎潟町・大潟村)と共同で設置。
② 住宅入居等支援事業	無		無		無		賃貸契約による一般住宅への入居希望者に、必要な調整等の支援を行う。現在、実施はないが今後の地域の実情に応じて検討していく。
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1	利用が有効と認められる知的又は精神障害者に対し申立に要する費用や後見人等の報酬を助成することにより、人権擁護を図る。利用実績はないため見込み。人/年
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無		現在、実施はないが、今後地域の実情に応じ検討していく。
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/		
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業		5		5		5	単位は件数。人数はそれぞれ年5回利用を見込む。県が設置する手話通訳員及び秋田県聴覚障害者支援協議会に委託する。
② 手話通訳者設置事業	0		0		0		現在、派遣で対応できているため、設置は状況により対応していく。
(7) 日常生活用具給付等事業	/		/		/		単位は件数。
① 介護・訓練支援用具	2		2		2		特殊寝台など主に身体介護に要するもの。
② 自立生活支援用具	1		1		1		入浴補助用具など自立生活を支援するもの。
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1		たん吸引器など在宅療養を支援するもの。

④情報・意思疎通支援用具	1		1		1		人工喉頭など情報収集や伝達、意思疎通を支援するもの。
⑤排泄管理支援用具	144		144		144		ストマ器具など排泄管理を支援するもの
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1		段差解消など居宅生活の動作を円滑にするための住宅改修。
(8)手話奉仕員養成研修事業		0	0		0	0	計画策定時点で利用予定なし。実情に応じて検討していく。
(9)移動支援事業		0	0		0	0	計画策定時点で利用予定なし。
(10)地域活動支援センター	1	0	1	0	1	1	創作的活動や生産活動の提供及び社会との交流の促進等の便宜を図る施設です。19年度より周辺3町村(五城目町・八郎潟町・大潟村)と共同で設置。
(1)訪問入浴サービス		0		1		1	単位:人分。居宅での入浴が困難な方に入浴サービスを提供するもの。現在利用者なし。
(2)日中一時支援事業	2	10	2	10	2	10	単位:左は実利用者数、右は人日分。障害児が放課後デイサービスを利用するようになってからは減少傾向(令和2年度も年度途中まで利用者0)。
(3)自動車運転免許取得事業	1		1		1		単位:回数。活動や発表の場を設けられるよう検討する。
(4)自動車改造助成事業	0		0		1		単位:件数。運転免許取得費の一部を助成する。

II 各事業の見込量の確保のための方策

各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効果的・効率的な事業の確保を進める。

III 実施状況の点検、評価など

障害福祉計画では、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなどの達成状況を南秋田郡障害者地域自立支援協議会において点検、評価する。また、結果については所要の対策を講じる。

第6章 計画の推進に向けて

1 関係機関・住民・関係団体等の連携と協働

本計画の推進にあたっては、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進しつつ、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業者等との連携を図ります。

また、就労支援や共通する問題に適切に対応できるよう、南秋田郡障害者地域自立支援協議会において関係機関との連携を図ります。

2 障害福祉計画の進行管理

計画に基づき施策の実現が図られるよう、事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに見込み量の達成状況について評価を行います。